

裁 決 書

五所川原市  
審査請求人

上記審査請求人が平成19年10月29日付けで提起した五所川原市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が同月22日付けで行った保護申請却下処分に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る保護申請却下処分を取り消す。

不服の要旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、審査請求人に対して平成19年10月22日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めるというにあり、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 平成 年 月 日に の内視鏡切除を受け、現在経過観察中である。
- (2) 平成 年 月 日に 及び との診断を受け、現在通院加療中である。
- (3) 現在まで公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)に通い続けているが、年齢及び身体的なこともあり、仕事が見つからない。
- (4) お金がなく、生活ができない。
- (5) 処分庁から、県外に就職先があるのに就職しなければ保護却下となる旨説明を受けたが、審査請求人は腰の具合が良くないため、県外で働くのは無理である。

## 処分庁の弁明の要旨

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するというにあり、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、職種が限定されるものの、稼働能力があることが確認されている。
- (2) 保護申請後の平成19年10月15日から同月18日まで、処分庁の職員2名が審査請求人とともにハローワークに同行し、求職活動を実施したところ、審査請求人は、同年3月5日以降、ハローワークカードを作成していないことが判明した。さらに、求職相談員から紹介された仕事にも応募せず、時にはハローワークの求職相談員や処分庁職員に対して声を荒げることもあり、また、腰痛を理由に紹介された仕事を断ったり、審査請求人にはない資格を要する求人票を抽出するなど、求職活動を真面目に捉え、努力しているとは認められない状況であった。
- (3) 県外に就職することについて助言したが、審査請求人はこれを拒否した。  
このことから、法第4条第1項に規定する保護の要件としての稼働能力の活用を欠くものとして、本件処分を行ったものである。



## 審査請求人の反論の要旨

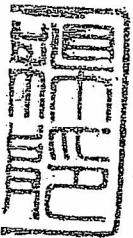
- (1) 平成19年3月5日以降、ハローワークカードを作成していないことについて、ハローワークカードは実際に就職のあっせんを依頼することとなった段階で作成することとしており、その後もハローワークで求人票の抽出を行っていたが、審査請求人には採用条件が合わないものであり、企業との面接を依頼するまでには至らなかったことから、ハローワークカードは作成していないものである。
- (2) ハローワークの職員から紹介された企業の面接を断ったことについては、パソコンができる等の企業の採用条件が審査請求人に合わなかったため断ったものである。
- (3) ハローワークの求職相談員や処分庁職員に対して声を荒げてはいない。審査請求人は少し耳が悪いので、声が大きいだけである。
- (4) 腰痛を理由に紹介された仕事を断ったことについては、主治医からは事務系の軽い作業は可能であるが、腰に負担のかかる作業は控えるよう言われているためである。
- (5) 紹介された企業の採用条件が審査請求人に合うものであれば、面接すると以前から言っている。
- (6) 審査請求人にはない資格を要する求人票を抽出するなどはしていない。

- (7) 県外への就職については、年齢的な面や腰の具合が悪いことを考慮し、行く考えはない旨を述べた。

## 裁決の理由

### 1 認定事実

- (1) 審査請求人は、平成 年 月 日に、現在通院中で重労働ができず、ハローワークにて求職したが、年齢的な面やパソコン・ワープロ等の技術がないため、仕事が見つからないとの理由により、保護申請を行った。
- (2) 処分庁職員は、平成19年10月10日に審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人の生活状況等を調査した。
- (3) 処分庁職員は、平成19年10月11日に を訪問し、担当医より以下の事項を聴取した。
- ア 審査請求人は、 及び のため、2～3日に1回通院しており、服薬、注射、リハビリの治療を受けていること。
- イ 現在、病状的にはやや回復傾向にあるが、完治することではなく、今後、現状を維持するための治療を続けていくこと。
- ウ 極端に重い物を持つなど、腰に負担がかかる仕事はできないが、椅子に座って行う事務仕事であれば可能であること。
- エ 審査請求人と同様の症状を訴える者も、体調と相談しながら、事務的又は腰に負担のかからない仕事に就いていること。
- (4) 処分庁は平成19年10月11日にケース診断会議を開催し、審査請求人の状況が「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）」第9の1の(2)にある自らの稼働能力の活用を怠り又は忌避していると認められる場合に該当するものであるかどうかを確認するため、審査請求人のハローワークでの求職活動に処分庁職員が同行することとした。
- (5) 審査請求人は、処分庁職員2名に付き添われ、平成19年10月15日にハローワークを訪問し、求職活動を行った。
- その際に、審査請求人は同年3月5日を最後にハローワークカードを作成していないことが判明したため、再度、ハローワークカードを作成した。
- ハローワークから近隣にある3企業の事務職を紹介され、面接を受けるかどうかについて、審査請求人が翌日までに決めることとなった。
- (6) 審査請求人は、処分庁職員2名に付き添われ、平成19年10月16日にハローワークを訪問し、求職活動を行った。
- 審査請求人は、同月15日に紹介された3企業について、パソコンの操作ができないことを理由に面接を断った。
- ハローワークから近隣の工事現場の交通整理員の職を紹介され、面接を受けるかどうかについて、審査請求人が翌日までに決めることとなった。



(7) 審査請求人は、処分庁職員2名に付き添われ、平成19年10月17日にハローワークを訪問し、求職活動を行った。

審査請求人は、前日紹介された交通整理員の職について、腰痛が懸念されることを理由に面接を断った。

ハローワークからは、審査請求人の現在の状況では、これ以外の近隣での就職は難しいとの助言を受けた。

審査請求人は、処分庁職員から県外での就職も考慮するよう指導を受け、翌日も求職活動を行うこととした。

(8) 審査請求人は、処分庁職員2名に付き添われ、平成19年10月18日にハローワークを訪問し、求職活動を行った。

審査請求人は腰に負担のかからないような職種の県外の求人票を抽出し、求職相談員との相談に臨んだが、県外への就職を拒否し、相談は終了となった。

(9) 処分庁は、平成19年10月18日にケース診断会議を開催し、同月15日から同月18日までの求職活動の状況から、審査請求人は就職の機会があるにもかかわらず、自らの稼働能力を活用していないと判断した。

(10) 処分庁は、平成19年10月22日に本件処分を決定し、本件処分の決定通知書を審査請求人に手渡した。



## 2 判断

(1) 法第4条第1項の規定によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている。これは、いわゆる保護の補足性、すなわち、保護は、自らの力で最低生活を維持することができない場合に行われるべきであることを定めたものである。

(2) これを審査請求人の稼働能力及びその活用についてみると、審査請求人は、前記1の(3)のウ及びエのとおり、本件保護申請時点では、一定の稼働能力を有していたと判断されるものである。

(3) しかし、前記1の(5)から(7)までのとおり、審査請求人は、処分庁職員とともにハローワークで求職活動を行い、稼働能力の活用に努めたものの、審査請求人がパソコンの操作ができないことや病気により腰に負担がかかる仕事ができないため、近隣における企業の面接を断らざるを得なかったものである。これは、近隣において審査請求人の稼働能力の範囲内の職が見つからなかったものであり、その稼働能力を活用する機会がなかったと判断されるものである。

(4) また、処分庁は、審査請求人が処分庁が指導する県外での就労を拒否し、自らの稼働能力を活用しようとはせず、法第4条1項に規定する保護の要件としての稼働能力の活用を欠くものであると主張するが、審査請求人が保護申請時点において[ ]歳であり、県外での就労・生活に柔軟に対応できる年齢とは言い難いことや[ ]のため通院中であること等を踏まえると、県外での就労を拒否したことをもって、審査請求人が自らの稼働能力の活用を怠り

又は忌避しているとまでは認められないものである。

- (5) これらのことから、審査請求人は、ある程度の稼働能力はあるものの、自らの稼働能力の範囲内の就労の機会がない等自らの力で最低限度の生活を維持することができないと判断されるものであり、法第4条第1項の保護の要件に欠けるとした処分庁の判断は違法であると言わざるを得ない。
- (6) 以上のとおり、本件処分は違法であるから、本件審査請求には理由がある。よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年3月19日

青森県知事 三 村 申 吾

